

寒河江市告示第 25 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度の定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

寒河江市長 齋藤 真朗

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

別表第 1 のとおり

2 予防接種を行う期日（期間）

A 類疾病及び B 類疾病（高齢者の肺炎球菌感染症、带状疱疹）：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

B 類疾病（季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症）：令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日

3 予防接種を行う場所

医療機関での個別接種とする。医療機関一覧は、別表第 2 のとおり。

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

- (1) 予防接種を受ける前に A 類疾病の場合は「予防接種手帳」（冊子）を、B 類疾病の場合は説明文をよく読み、受けようとするワクチンの効果・副反応や注意事項について理解を深めて接種に臨むこと。

留意が必要な点があれば、事前にかかりつけ医または寒河江市健康増進課に相談すること。

- (2) 16歳未満の者に対する予防接種を実施する医療機関へは、原則、接種を受ける子どもの保護者の同伴が必要。ただし、保護者が特段の理由で同伴することができない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が接種対象者に同伴することは差し支えない。この場合、接種の際には、予診票に加え、当該等同伴者の同意をもって保護者の同意とする旨の委任状の記入が必要となる。また、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、RSウイルス感染症の定期接種、政令第3条2項の規定による対象者に対して行う予防接種及び政令附則第2項による日本脳炎の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。
- (3) 予防接種を受ける際は、必ず母子健康手帳を医療機関に持参すること。

別表第1

予防接種（A類疾病及びB類疾病）の種類及び対象者の範囲

対象疾病	ワクチン種別			接種対象年齢（法定）		
ロタウイルス感染症	経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス）	1回目		2回	出生6週0日後から24週0日後までの間にある者	
		2回目				
	5価経口弱毒性ロタウイルスワクチン（ロタテック）	1回目		3回	出生6週0日後から32週0日後までの間にある者	
		2回目				
3回目						
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	初回	1回目	3回	生後1歳に至るまでの間にある者	
			2回目			
		追加				
小児の肺炎球菌感染症	沈降価肺炎球菌結合型ワクチン	初回	1回目	最大で3回 ※初回接種開始時期により異なる	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	
			2回目			
			3回目			
	沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン	追加		1回		
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎（ポリオ） Hib感染症	DPT-IPV-Hib	第1期	初回	1回目	3回	生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者
				2回目		
				3回目		
		追加		1回		
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎（ポリオ）	DPT又はDT又はIPV	第1期	初回	1回目	3回	生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者
				2回目		
				3回目		
		追加		1回		
Hib感染症	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	初回	1回目	最大で3回 ※初回接種開始時期により異なる	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	
			2回目			
			3回目			
追加		1回				
ジフテリア 破傷風	DT	第2期		1回	11歳以上13歳未満の者	

対象疾病	ワクチン種別			接種対象年齢（法定）	
結核	BCGワクチン	1回		生後1歳に至るまでの間にある者	
麻しん 風しん	乾燥弱毒生麻しん 風しん混合 (MR)ワクチン又は 乾燥弱毒生麻しん (M)ワクチン又は 乾燥弱毒生風しん (R)ワクチン	第1期	1回	・生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者 (追加的措置) ・令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者	
		第2期	1回	・5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 (追加的措置) ・令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者	
風しん	乾燥弱毒生風しん 混合ワクチン(MR) 又は乾燥弱毒生 風しん(R)ワクチン	第5期		昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 (注)令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。	
水痘	乾燥弱毒生 水痘ワクチン	1回目		生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者	
		2回目			
日本脳炎	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン	第1期	初回	1回目	・生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者 ・平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた20歳未満の者
			2回目	2回目	
		追加	1回		
		第2期		1回	・9歳以上13歳未満の者 ・平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた20歳未満の者
ヒトパピローマ ウイルス感染症	組換え沈降9価 ヒトパピローマ ウイルス様粒子 ワクチン	1回目		3回 (2回)	・12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性（2回接種の場合は、1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して行う場合に限る） ・平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女性 ・平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女性
		2回目			
		3回目			
RSウイルス感染症	組換えRSウイルスワクチン	1回		妊娠28週から37週に至るまでの間にある者	
季節性 インフルエンザ	標準量インフルエンザ HAワクチン	1回		・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	
	高用量インフルエンザ HAワクチン				

対象疾病	ワクチン種別		接種対象年齢（法定）
高齢者の肺炎球菌感染症	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	1回	<p>ア 65歳の者</p> <p>イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</p> <p>ただし、イに該当するものとして既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除く</p>
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルスワクチン	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
带状疱疹	乾燥弱毒生水痘ワクチン	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（対象者の経過措置） ・ 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。
	乾燥組換え带状疱疹ワクチン	2回	

別表第2

予防接種（A類疾病）を実施する西村山郡医療機関（○…実施、空欄…実施せず）

令和8年4月1日現在

医療機関名	医療機関・施設の所在地	接種ワクチン																					
		五種混合	三種混合	二種混合	麻しん風しん1期	麻しん風しん2期	麻しん1期	麻しん2期	風しん1期	風しん2期	日本脳炎1期	日本脳炎2期	ポリオ	B C G	H P V 9 価	ヒブ	肺炎球菌15価	肺炎球菌20価	水痘	B 型肝炎	ロタ1価	ロタ5価	
あきば医院	寒河江市末広町2-33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
鬼海小児科	寒河江市八幡町1-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大原医院	寒河江市西根下堰509		○	○	○	○	○	○	○	○	○												
折居内科医院	寒河江市落衣前2-1			○	○	○				○	○			○					○				
国井クリニック	寒河江市大字中郷1450-1	○		○	○	○				○	○			○	○		○	○	○	○		○	
熊坂整形外科医院	寒河江市栄町7-11	○		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
田村内科・消化器科クリニック	寒河江市高田1-10-10			○		○			○		○												
土田内科医院	寒河江市元町2-4-3			○		○				○	○								○				
にとう小児科医院	寒河江市元町3-8-9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山崎医院	寒河江市丸内1-5-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○			
浅野耳鼻咽喉科医院	河北町谷地所岡3-2-9	○	○	○	○	○				○	○			○	○	○	○	○	○	○			
板坂医院	河北町谷地甲217	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工藤内科医院	河北町大字溝延字西浦12-1		○1歳未満不可	○1歳未満不可	○1歳未満不可	○1歳未満不可	○1歳未満不可	○1歳未満不可	○1歳未満不可	○1歳未満不可	○1歳未満不可	○1歳未満不可	○1歳未満不可						○1歳未満不可	○1歳未満不可			
小林医院	河北町谷地中央3-9-9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
西里斎藤医院	河北町西里750-3		○	○	○	○	○	○	○	○	○								○				
和田医院	河北町谷地甲239	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
細谷医院	河北町谷地ひな市1-3-5	○		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
山形県立河北病院	河北町谷地字月山堂111	○		○	○	○				○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	
西川町立病院	西川町大字海味581		○	○	○	○				○	○			○	○	○			○				
多田医院	朝日町大字宮宿2305-2				○	○				○	○												
朝日町立病院	朝日町大字宮宿843	○		○	○	○				○	○			○	○	○	○		○	○			○
霞晴堂白田医院	大江町大字左沢1187		○	○		○			○		○												
大江町あかざクリニック	大江町大字左沢字前田876-29			○							○			○									

※大江町あかざクリニックは未就学児不可

※工藤内科医院は1歳未満不可

予防接種（B類疾病）を実施する医療機関

季節性インフルエンザ	県内広域実施医療機関
高齢者の肺炎球菌	県内広域実施医療機関
新型コロナウイルス感染症	県内広域実施医療機関
带状疱疹	県内広域実施医療機関